

「私立学校法の規定による学校法人及び法人の行うことのできる 収益事業の種類」の一部改正の概要

1 趣旨

私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）により私立学校法（昭和24年法律第270号）が一部改正されることに伴い、私立学校法の規定による学校法人及び法人の行うことのできる収益事業の種類（昭和26年神奈川県告示第42号）の一部を改正する。

2 改正の内容

私立学校法の条項ずれに伴い、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日